

## 新潟市公告第161号

### 一般競争入札共通公告（建設コンサルタント）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第8条の規定に基づき、建設コンサルタント業務の一般競争入札について必要な事項を次のように公告する。

本公告は、入札に参加するための基本的な要件を表記したもので、個々の委託概要及び入札参加資格要件、並びにこの公告によらない特別の事由については、別に公告する個別公告に記載する。

なお、この共通公告は、平成26年4月1日以降に公告する一般競争入札から適用する。

平成26年4月1日

新潟市長 篠田 昭

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 契約保証金

新潟市契約規則第33条及び第34条（水道局の場合は新潟市水道局契約規程第32条及び第33条）の規定によります。

必要とする場合は、個別の公告にその旨記載します。

##### (2) 入札を無効とする場合に関する事項

新潟市契約規則第17条（水道局の場合は新潟市水道局契約規程第17条）の規定に該当する場合はその入札は無効とし、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。

##### (3) 入札を中止する場合に関する事項

新潟市契約規則第19条（水道局の場合は新潟市水道局契約規程第19条）の規定に該当する場合のほか、対象案件の入札参加資格者が少数で、競争性が確保できないと判断される場合は、入札を中止することがあります。

##### (4) 談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあるときの措置

談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、前項の規定によるほか、抽選により入札者を決定するなどの場合があります。

#### 2 入札参加資格の要件

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないもの

イ 公告日から開札日までの期間中に、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領（水道局の場合は新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領）の規定に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないもの

ウ 次の（ア）から（キ）までのいずれにも該当しないもの

（ア）暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定

する暴力団をいう。以下同じ。)

- (イ) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。
- (ウ) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員であるもの
- (エ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
- (オ) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
- (カ) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
- (キ) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

### 3 入札の参加手続き

#### (1) 入札参加申請

入札参加申請書は、電子入札システムにより提出してください。

なお、入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。

#### (2) 入札参加申請期限及び受付時間

「入札公告」の公表日から申請申込締切日まで。

電子入札システム受付時間内（新潟市電子入札運用基準によります。）

#### (3) 設計図書及び図面

購入していただきます（設計図書等のダウンロード可能な添付ファイルがある場合は、これを除いたものとします。）。

入札参加申請締切後に市が指定のコピー業者に依頼して、印刷・配送します。

入札参加申請者は、コピー業者からの請求に基づき、印刷費及び配送料を支払ってください。（代金を振込む場合の手数料は、入札参加申請者の負担でお願いします。）

#### (4) 入札参加資格審査書類

開札時点では、落札を留保して、予定価格の範囲内で最低価格入札者（最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格未満の入札者を除く）を落札候補者として、入札参加資格の審査を行います。このため、入札参加申請者は、開札日までに以下の新潟市建設コンサルタント業務一般競争入札実施要綱に掲げる入札参加資格審査書類等を準備してください。

ア 入札参加資格審査書類の提出について（別記様式第 5 号）

イ 履行実績調書（別記様式第 3 号）

「入札公告」の「実績要件」で示した実績については、公告日以前に履行した委託業務のうち、履行年月日の新しいもの 1 件以上を記入し、別表 1 に掲げる書類を添付してください。

ウ 配置予定技術者調書（別記様式第 4 号）

技術者の資格を証明出来る書類の写しを添付すること。

エ 建設コンサルタントの登録を証明出来る書類の写し

オ 誓約書（別記様式第7号）

カ その他別に指定する書類

落札候補者となった入札参加申請者の方は、開札の翌日までに上記の入札参加資格審査書類を持参により、提出してください。

(5) 質疑書の提出について

現場説明会は原則として開催しませんので、質疑事項がある場合は、下記により、質疑書を提出してください（開催する場合は、「入札公告」にその旨を記載します。）。

ア 提出方法 電子入札システムの説明要求機能の中から、入札説明書・案件内容を選択して入力・提出してください。

イ 提出期限 「入札公告」のとおり。

ウ その他 電話・FAXでの受付は一切しません。

回答は提出期限後、3日以内に電子入札システムの回答欄に提示します。

(6) 入札時の注意事項

ア 入札の方法 電子入札システムによります。

イ 開札予定日時 「入札公告」によります。

ウ 電子入札締切日時までに、入札書に記載される金額に対応した内訳書を電子入札添付ファイル（1MB以内）か郵送（書留等）で提出してください（持参は不可）。

内訳書の作成については、下記の点に留意してください。

①内訳書の金額が入札書のコピーと一致すること

②値引きは、見積価格の端数処理（1万円未満）であること

③内訳書の内容は、市の設計書と同じ項目を網羅してあること（積算の都合上、市の設計書と金額の記載場所が異なっても可とします）

※電子入札添付ファイルで提出する場合は、1MB（ワード、エクセル、PDFのいずれかとし、圧縮する場合はLZH形式又はZIP形式のいずれかのみとします）以内で、電子入札と同時に送付する必要があります。

※郵送で提出する場合は、その旨（委託番号、委託名、入札参加業者名、郵送する旨、書留等の方法、発送年月日）を記載したテキストファイルを電子入札に添付して送付してください。また、郵送方法は書留などの配達記録が残るものとし、封筒の表には「〇年〇月〇日開札 委〇〇第〇号 〇〇委託 内訳書 在中」と開札日、委託番号、委託名、内訳書が分かるように記載してください。

※以上の要件に違反した場合は、入札を無効とし、失格となりますので、充分ご注意ください。

エ 落札候補者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札候補者の入札価格とするので、入札参加申請者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載してください。

(7) 落札者の決定

落札候補者の審査の結果、入札参加資格を有する場合は、落札者として決定し、入札参加資格審査結果通知書（別記様式第6号）により通知するとともに、速やかに公表します。

落札候補者が入札参加資格を有していない場合、及び当該落札候補者が落札者の決定までの間に指名停止を受けた場合、又はそのものと契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当である場合は、入札の次順位者を新たな落札候補者として審査し、落札者が決定するまで順次実施していきます。

なお、落札候補者が、入札参加資格を有していないと認めたとき、又は契約を締結することが不相当であると認めたときは、当該落札候補者に対し、入札参加資格審査結果通知書（別記様式第6号）により理由を附して、その旨を通知します。併せて、所定の期間内にその理由について説明を求めることができる旨も通知します。

(8) 落札者決定から契約締結までの取扱い

落札者決定から契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、当該落札決定を取り消します。なお、対象者に対しては、その旨を通知します。

別表1

履行実績調書添付書類

公共発注機関等（TECRIS・AGRIS登録の委託含む）		
新潟市発注 （ア又はイ）	ア	契約書、設計図書及び図面等により当該案件の実績が確認できるもの
	イ	①測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）又は農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録内容確認書（業務実績）
		②TECRIS又はAGRISの業務実績カルテの写し
他機関の発注 （ア又はイ）	ア	発注機関が発行した「実績証明書」（写しでも可。ただし公告日から1年以内に発行されたものに限る。）
	イ	①測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）又は農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録内容確認書（業務実績）
		②TECRIS又はAGRISの業務実績カルテの写し

その他、規模、業種などが特別な場合はその都度定める。